

内務省による宗教弾圧

— 創価学会の場合を事例として —

小 高 良 友

[1] はじめに

本稿のテーマは、戦前から戦中にかけての内務省による宗教弾圧の概要をまず提示し、その中の事例のひとつとして創価学会への宗教弾圧をとりあげ、それがその後の創価学会に持った意味を考察することにある。

内務省による宗教弾圧については、必ずしも「内務省」と限定されいないものも含めていくつかの先行業績がある¹。そのひとつの事例として、創価学会に対する弾圧もとりあげられてきたが、その弾圧がその後の創価学会にとってどのような意味を持ったのかという視点では着目されてこなかった。本稿は特にその点を掘り下げようとするものである。

以下、[2]では、内務省による宗教弾圧として先行業績で示されているものをおおまかに整理しよう。[3]では、創価学会に対する宗教弾圧として先行業績で示されているものを整理し、[4][5]では、創価学会にたいする当時の宗教弾圧がその後の創価学会にどのような影響を及ぼしたのかを考察していこう。

[2] 内務省による宗教弾圧の概要

本節は、内務省による宗教弾圧についての先行業績を整理することで、内務省による宗教弾圧の概要を提示したい。

私を知る限りの先行業績では、宗教弾圧を行う主体として、内務省、政府、権力側、当局、国家などの用語が用いられており、必ずしも内務省だけが切り離されて考察はされていない。その意味で本節のまとめもそのような限界がある。内務省だけを取り出してその宗教弾圧について整理することは、まとまった別の作業が必要となり、またそれは先行業績に欠けている点

を補うという意義のある研究になるはずでもあるが、本稿はそれは行わない。宗教弾圧に関わりが深い行為主体としては、内閣、帝国議会、内務省、司法省、文部省、軍部が当面あげられるが、宗教団体に対する直接の取締り行為の多くを担当したのは警察であり、警察行政は内務省の管轄であるため、当時の宗教弾圧の主体として内務省が大きな役割を果たしていたのは間違いないであろう。なお、本稿で主に依拠するのは、村上重良の業績と、宮田幸一の業績である。

(1) 宗教弾圧の背景²

1986(明治元)年の明治維新によって日本に成立した近代天皇制国家は、祭政一致をかかげて神道国教化を強行し、明治10年代に国家神道を確立した。

近代天皇制国家は、国家神道という特定の宗教に立って、あらゆる価値を天皇に一元化し、版図の全宗教に国家神道への従属を強制した。その政治支配下では、国家神道の教義に違背したり、背反する可能性のある宗教は、必然的に存在を許されなかった。

宗教弾圧は、日本という国家にとって、偶発的な事件ではなく、必然性をもつ宗教政策の一環であった。

(2) 弾圧の根拠法³

宗教弾圧の根拠法規としては、不敬罪と治安維持法の二つが軸となった。

不敬罪は刑法上の罪であり、すでに早くから宗教者に対する弾圧法規として用いられていた。

一方、1925(大正14)年に普通選挙法とワンセットで成立した治安維持法は、それが主として共産主義者や無政府主義者に対する弾圧法規として組み立てられていたところから、当初は

宗教弾圧には用いられなかった。ところが、天皇制ファシズムの進行とともに、1935(昭和10)年の第二次大本教弾圧事件を皮切りに、治安維持法が宗教弾圧のためのもっとも有力かつ重要な根拠法規となってくる。その後、治安維持法は、1941(昭和16)年、「国体を否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊厳ヲ冒瀆」する、という国家神道それ自体にかんする事項にも適用されるよう「改正」された。

不敬罪と治安維持法を軸として、旧来の治安警察法、新聞紙法、出版法、それに、治安維持法の姉妹法的性格をもつ1930年代後半に成立した思想犯保護観察法、宗教団体に対する行政取り締まり法規である宗教団体法などが、弾圧のために用いられた。

(3) 弾圧対象となった宗教と弾圧経緯⁴

政府は1921(大正10)年に大本教の弾圧に踏み切った。

1928(昭和3)年には、天理教の分派「ほんみち」が不敬罪で弾圧された。

当時の宗教行政においては、公認宗教は文部省宗教局が管轄し、非公認の宗教結社は内務省警保局が管轄し結社取り消しの権限を有していた。

1935(昭和10)年には、大本教が第二次の大弾圧をうけた。内務省は治安維持法違反容疑で幹部を検挙し、翌年1936年には、起訴と同時に結社禁止を発令し、宗教建造物を破壊し、裁判を待たずに教団解体の目的を達した。それに合わせて内務省は宗教警察事務を特別高等警察に移管し、思想警察的観点から取り締まるようにした。大本教への大弾圧は、天皇制ファシズムによる宗教弾圧時代の幕あけとなった。

1936年に始まった公認宗教扶桑教所属の「ひとのみち」教団の弾圧においては、翌年主要な教団幹部が不敬罪で起訴されると同時に、文部省が教会設立認可を取り消し、内務省が結社禁止の処分をすることにより、教団が解体された。これは、公認宗教であっても、国家神道と抵触する教義を持つ教団に対しては、不敬罪容疑で教団解体をすることを警告したものであった。

1935(昭和10)年から太平洋戦争の敗戦にい

たる治安維持法下の10年間に、本格的に弾圧の対象となった宗教には、つぎの各教がある。

1935年—皇道大本(大本教)。

1936年—神政竜神会、天津教、ひとのみち、新興仏教青年同盟。

1938年—天理本道(ほんみち)。

1939年—灯台社。

1941年—御国教、如来教、大自然天地日之大神教団、プリマス・ブレズレン(キリスト同信会)、耶蘇基督之新約教会。

1942年—大日教、日本聖教会(ホーリネス)、きよめ教会(ホーリネス)、本門仏立講勝川本部。

1943年—創価教育学会、第七日基督再臨団(セブンスデー・アドベンチスト)。

上記の18の事件は、代表的な宗教弾圧であるが、このほかにも干渉をうけたり、取り調べられた事例はおびただしく、検挙され起訴された宗教者も多数にのぼっている。宗教を取り締りの対象とするためなどで治安維持法が改訂された1941(昭和16)年には、宗教関係で検挙・取締りをうけた件数は1,010件に達した。

弾圧では、とくに新宗教とキリスト教が集中攻撃をうけた。

新宗教は、文部省宗教局が管轄する神仏基三教と異なり、淫祠邪教扱いをうけ、病気なおし等を理由に、警察(内務省)のきびしい圧迫干渉をうけていた。新宗教では、多くの場合、創唱者(教祖)が生き神とされたり、その霊能が神秘化され、教祖、教主を中心に信者が結束して閉鎖性が強く、現世利益を媒介に生活に根ざした救済の教えが活発に宣伝されていた。新宗教の中には、短時日でめざましく発展して民衆運動の様相を呈する事例もあり、国民の思想統制を徹底化するためには、放置できない危険性があるとして、はげしい弾圧が行われたのである。

神道系の新宗教では、神につらなる教祖の宗教的権威、根源神、創造神等の観念、独自の神話などが、天皇の宗教的権威を脅かすものとして弾圧の理由となった。

法華・日蓮系の新宗教では、日本の神々を仏・

菩薩より位の低い法華經の番神とする伝統的な教学や、謗法になるとして天皇の祖先神をまつる伊勢神宮の大麻の奉斎を拒否したことが、弾圧の理由となった。

キリスト教は、国体と相容れない外教として非難された。弾圧においては、創造主である唯一神の信仰が現人神天皇の宗教的権威を傷つけるものとして追求され、とくにキリストの再臨によって地上における神の国の実現が迫っているとする再臨信仰が集中的な攻撃を受けた。

(4) 弾圧の終わり⁵

1945(昭和20)年太平洋戦争の敗戦によって大日本帝国は崩壊した。

ポツダム宣言では「言論、宗教及び思想ノ自由」が明記され、GHQはそれらの保障のために、治安維持法、宗教団体法を廃止させ、神道指令を発して、神社神道と国家を分離させた。

1946(昭和21)年元日、天皇は人間宣言の詔書を発して、みずから神性を否定した。

1947(昭和22)年5月、日本国憲法が施行され、信教の自由、政治と宗教の分離が規定された。宗教弾圧はこうして法的根拠を失った。

〔3〕内務省による宗教弾圧の事例 —創価教育学会の場合の概要—

本節は、内務省による宗教弾圧の1事例として、創価学会の場合の弾圧の概要を紹介する。本節は宮田幸一の業績⁶に依拠している。

創価教育学会は、日蓮系教団の一つである日蓮正宗の1信徒団体であり、昭和5(1930)年に牧口常三郎を初代会長として設立された。

1936年に始まった公認宗教扶桑教所属の「ひとのみち」教団の弾圧以降、国家神道の神祇観と抵触する公認宗教への教義変更要求が強まった。仏教においては、日蓮系教団がもっとも監視対象となり、その遺文不敬問題、神社不参問題、神宮大麻不受問題、曼陀羅不敬問題などが取り締まりの対象となった。すでに1932年内務省により、日蓮遺文中に不敬に該当する字句が指摘され、削除命令が出された。その後も、文部省、警視庁を通じて遺文削除問題、曼陀羅

問題について強硬な教義変更要求があった。日蓮系教団はその問題におおむね従順に対応したが、日蓮正宗も同様であった。

日蓮正宗は、1941年には勤行の祈念の内容を国家神道に合うように改変し、ついで日蓮の御書全集の刊行を禁止し、また本地垂迹の不使用を、さらに使用中の御書要文集の削除を通達した。このように伝統教義を変更して国家神道に迎合することに対して、日蓮正宗に所属していた創価教育学会の指導者である牧口常三郎は断固として反対した。

このような状況の中で1942年日蓮正宗僧侶のうちとくに国家神道に迎合して教義をより一層変更するよう求めていた小笠原慈聞が、日蓮正宗首脳部が表面的には教義変更を受け容れながら本音ではそれを拒否していることを示す書簡を暴露した。日蓮正宗執行部は小笠原を擯斥(追放)処分した。

しかしこれを契機に文部省や内務省の態度が厳しくなったため、日蓮正宗の宗務院はよりいっそう迎合的な姿勢を取った。日蓮正宗は、この問題の最中に伊勢神宮の遙拝を檀信徒に徹底するよう指示し、翌年にはついに大麻の奉斎を正式に決定した。日蓮正宗は、1942年6月には、大麻奉斎を拒否していた牧口常三郎ら創価教育学会幹部を宗務院に呼び出し、大麻拝受を勧告した。牧口は日蓮以来の謗法禁断の態度を堅持して、その勧告を拒否した。

前年の1941年から創価教育学会の活動を監視していた警察は、この勧告拒否後まもなく大麻焼却は神宮への冒瀆であるとして治安維持法違反容疑で創価教育学会幹部を一斉検挙した。この創価教育学会弾圧後、日蓮正宗宗務院は創価教育学会会員に対して総本山大石寺への登山禁止ならびに末寺参詣禁止処分を行うとともに、全末寺にも大麻を奉斎することを指示した。

このように、会長牧口常三郎、理事長戸田城外(城聖)ら主要幹部が検挙され、宗務院からの処分を受けた創価教育学会は、組織的に壊滅し、牧口は翌年獄死し、理事長戸田が保釈されたのは終戦直前であった。

[4] 内務省による創価教育学会弾圧が その後及びぼした影響 (1)

－創価学会第2代会長 戸田城聖の思い

第二次世界大戦終了直前に保釈された戸田城聖は、自分が行っていた事業の整理を行いつつも、創価教育学会を創価学会に改称し、1951(昭和26)年には創価学会第2代会長に就任して、創価学会を徐々に再建していく。その間、1952(昭和27)年には後の第3代会長となる池田大作が創価学会に入会し、やがて創価学会は急速に飛躍的な発展を遂げる事となる。

その発展の要因はいろいろあげられようが、その大きな原動力になっているのが、内務省による創価教育学会弾圧である。この牧口、戸田、池田の3代の会長は「師弟不二」の精神に貫かれており、戸田城聖は牧口を獄死させた当時の権力者を許さなかったし、そのことが戸田のその後の行動の主要な原動力となっている。戸田のその精神をうけついで池田大作もまた、戸田以上にその思いは強く、その思いが池田のその後の行動の主要な原動力となっている。

内務省による数々の宗教弾圧の当時は、創価教育学会への弾圧は弱小宗教団体への目立たない弾圧であったかもしれないが、それはその後の創価学会に大きな影響を及ぼすことになる。このことは、創価学会の外部の人々に自覚されているとは思われず、また、創価学会の内部の人々にとっても、宮田幸一のような研究者や当時の関係者を除いては、創価教育学会への弾圧の大きな一翼を内務省が担っていたという事実は必ずしも自覚されていないように思われる。

以下本節と次節では、上記の私の考えを裏付けるために、創価学会の戸田城聖第2代会長と池田大作第3代会長のそれぞれの思いを追ってみよう。

(1) 牧口常三郎の法要での戸田城聖の挨拶

内務省による創価学会弾圧により創価学会初代会長の牧口常三郎を獄死させられたことについての戸田城聖の思いは、牧口の法要のさいの戸田のあいさつの内容によって伺い知ることができる。それらは記録として残っているので、

そのうちの一部を紹介してみよう。

① 牧口初代会長3回忌法要での戸田城聖のあいさつ「牧口先生三回忌に」⁷

思い出しますれば、昭和18年9月、あなたが警視庁から拘置所へ行かれるときが、最後のお別れでございました。

「先生、お丈夫で」と申しあげるのが、わたくしのせいっぱいでございました。

あなたのご返事もなくうなずかれた、あの姿、あのお目には、無限の慈悲と勇気を感じました。

わたくしも後をおうて巢鴨にまいりましたが、朝夕、あなたのご老体ゆえ、どうか1日も早く世間へ帰られますように、御本尊様にお祈りいたしました。わたくしの信心いまだいたらず、また仏慧の廣大無辺にもやあらん、昭和20年1月8日、判事より、あなたが霊鷲山へお立ちになったことを聞いたときの悲しさ。杖を失い、燈を失った心の寂しさ。夜ごと夜ごと、あなたを偲んでは、わたくしは泣きぬれたのでございます。

あなたの慈悲の廣大無辺は、わたくしを牢獄まで連れていってくださいました。そのおかげで、「在在諸仏土・常与師俱生」と、妙法蓮華經の一句を身をもって読み、その功德で、地涌の菩薩の本事を知り、法華經の意味をかすかながらも身読することができました。なんたるしあわせでございましょうか。

創価教育学会が盛んになりしころ、わたくしはあたなの後継者たることをいとい、さきに寺坂陽三君を推し、のちに神尾武雄君を推して、あなたの学説の後継者たらしめんとし、野島辰次氏を副理事長として学会を総括せしめ、わたくしはその列外に出ようとした不肖の弟子でございませ。お許しくだされませ。しかし、この不肖の子、不肖の弟子も、2か年の牢獄生活に、御仏を排したてまつりては、この愚鈍の身も、広宣流布のために、一生涯を捨てるの決心をいたしました。ごらんくださいませ。不才愚鈍の身ではありますが、あなたの志を継いで、学会の使命をまっとうし、霊鷲山会にてお目にかかるの日には、かなら

ずやおほめにあずかる決心でございます。

謹書 弟子城聖申す。

(昭和21年11月17日 東京・神田の教育会館)

② 牧口初代会長7回忌法要での戸田城聖のあいさつ「牧口先生7回忌に」⁸から

思い返せば、30年前、わたしが20歳、先生が49歳の御年のとき、先生にお目にかかりました。それ以来、先生とは、親とも、主従ともつかぬ仲でした。4回の先生のご難にお供いたしました。

第4回目は、昭和18年、軍部の圧力により、法のため巣鴨拘置所にお供したときであります。

当時、日本を救うことは天照大神を拝むことではなく、ただ、文底秘沈の大法・事の一念三千の南無妙法蓮華経を唱えることであるとの折伏が因をなして、同志19名が拘置所につながれたのです。

先生といえば戸田、戸田といえば先生といわれた仲で、昭和18年の嵐にあったときも、もうこれで、先生とお会いできないと思っておりましたのに、警視庁の調べ室でいっしょになることができました。

それから巣鴨に移されるとき、先生と対面がゆるされました。わたしくは「先生、おからだをたいせつに」と申しました。わかれて車に乗るとき、先生は「戸田君は、戸田君は」と申されたそうです。

わたくしは若い、先生はご老体である。先生が1日も早く出られますように、と唱えた題目も、わたくしの力のたりなさか、翌年、先生は獄死されました。

「牧口は死んだよ」と知らされたときの、わたくしの無念さ。一晩中、わたしくは獄舎に泣きあかしました。

先生の生命は永遠です。先生がいま、どこにいられるか。猊下の御導師により、門弟らがともどもに唱える題目、先生はこの仏事につながれております。ここは寂光土です。先生の生命は、こつぜんとしてここにあらわれております。

(昭和25年11月12日 東京・神田の教育会館)

③ 立宗七百年記念春季総会での戸田城聖のあいさつ「恩師牧口先生をしのぶ」⁹から

「わたしは若い、老人の先生を、一日も早くお帰ししたい」と思っていた1月8日に、11月の先生の死をお聞きしたとき、だれが先生を殺したんだと叫び、絶対に折伏して、南無妙法蓮華経のために命を捨てようと、決心したのであります。

(昭和27年4月7日、東京・中央大学講堂)

④ 牧口初代会長11回忌法要での戸田城聖のあいさつ「師匠の正義実証せん」¹⁰から

予審判事に会ったとたんに、「牧口は死んだよ」といわれました。

あれほど悲しいことは、私の一生涯になかった。そのとき、私は「よし、いまにみよ！先生が正しいか、正しくないか、証明してやる」と決心した。いまはまだ先生のためになすべきことはなされていないが、かならずや一生を通して、先生の行動が正しいか正しくないか、その証明をする覚悟です。

私は、葬式するとき、わずか4、5人の弟子しか列席しなかったと聞いて、「あれほど弟子がいたのに、わずか4、5人とはなにごとだ！警視庁がそれほどこわいか。いまにみよ」と憤慨した。

(昭和29年11月18日 東京・常在寺)

(2) 法要での挨拶に込められた戸田城聖の思い

本節冒頭で私は創価学会の「発展の要因はいろいろあげられようが、その大きな原動力になっているのが、内務省による創価教育学会弾圧である」と述べた。それを裏付けるために戸田城聖の4つの弔辞を引用した。

「先生の生命は永遠です」「先生の生命はこつぜんとしてここにあらわれております」。戸田のこのことばから知られるように、牧口は医学的・生物学的にはすでに死亡しているが、戸田城聖のかたわらには常に牧口が社会的に存在している。戸田は常に胸中の牧口とともに「広宣流布のために、一生涯を捨てるの決心」「かならずや一生を通して、先生の行動が正しいか正しくないか、その証明をする覚悟」を実行に移

していく。その主要な成果が、存命中に創価学会員世帯を75万世帯にしたことと、後継者池田大作を見いだし育成したことだ。

戸田は、牧口との約束を自分の死後にもわたって果たしゆくためには、自身の存命中に何としても創価学会員世帯を75万世帯にする必要があると考えた。

「私が生きている間に75万世帯の折伏は私の手です。もし私のこの願いが、生きている間に達成できなかったならば、私の葬式は出してくださいな。遺骸は品川の沖に投げ捨てていただきたい」¹¹

戸田がこの決意を1951(昭和26)年に披露したときには、会員のほとんど誰もがその決意を実現不可能なことだと受けとめたようだが、それをわずか6年で実現可能にした原動力が池田大作である。

[5] 内務省による創価教育学会弾圧がその後及ぼした影響(2) —創価学会第3代会長 池田大作の思い

前節冒頭で私は創価学会の「発展の要因はいろいろあげられようが、その大きな原動力になっているのが、内務省による創価教育学会弾圧である」と述べた。それを裏付けるために、前節では戸田城聖の4つの弔辞を引用したが、本節では現在創価学会名誉会長(創価学会インターナショナル[SGI]会長)となっている池田大作のここ1~2年の随筆やスピーチのいくつかを以下で紹介してみよう。

(1) 『聖教新聞』に掲載された池田名誉会長の随筆・スピーチ

① 2005年6月池田大作「随筆人間世紀の光(86) —師弟の魂光る豊島・中野」¹² から

今から60年前の昭和20年7月3日のことである。その日、戸田先生は、中野区新井町にあった豊多摩刑務所におられた。4日前、西巣鴨の東京拘置所から、未決囚のまま、突然、中野に移された。そして、この日、2年

間の獄中生活から解放され、保釈出所の身となったのである。午後7時であった。監獄の門が開かれた。囚われの師子・戸田先生は生きて獄門を出て、遂に自由の野に放たれたのだ。その胸中は、ただ仇討ちの念に燃えていた。先師・牧口先生は、前年の11月18日、牢獄で殉教していたのである。師匠の獄死を知らされた戸田先生は、慟哭と激怒のなかで一人誓った。「一生を通して、必ず牧口先生の正しさを証明してみせる!今に見よ!生きて出獄し、『敵窟王』となって仇を討ってみせる!」

師を牢死に至らしめた権力の邪悪を粉碎し、圧倒的に勝利するとの烈々たる決心であられた。この日、中野の大地を踏みしめて、新たな決意の第一歩が始まったのだ。

不滅の「7・3」よ!それは、民衆を虐げる重い扉を打ち破り、正義の勝利の夜明けへ、踊り出る日だ。若き弟子が一人立ち、師匠が戦った敵を、必ず打ち倒してゆく誓いの日だ。「断じて勝つ!」と決めた人間の一念は、遂に歴史をも変えるという、偉大な「人間革命」の原点の日なのである。

② 2006年9月「名誉会長『靈鷲山』と『彼岸』を語る(下)」¹³ から

(牧口先生と戸田先生は)大弾圧にも最後まで退くことなく、壮絶な殉教をされたのである。戸田先生は、牧口先生との師弟の道を貫き、獄中生活を強いられた。その獄中で、唱題と思索を重ねていったとき、法華經の会座に地涌の菩薩として参列している自身を感得された。この地涌の菩薩の使命の自覚をもって、戸田先生は学会再建に立ち上がられた。そして、75万の地涌の菩薩を呼び出す、大法弘通の大願に生き抜かれたのである。

③ 2005年5月「各部代表者協議会での名誉会長のスピーチ(上)」¹⁴ から

「師弟の道」ほど峻厳なものはない。戦後の混乱期、戸田先生の事業が挫折したときのことである。戸田先生が窮地に立たされると、これまでお世話になってきた人たちが、次々

と先生の会社を離れていった。なかには、手のひらを返すように「戸田の馬鹿野郎！インチキ野郎！」と罵り、去っていった者もいたのである。私は先生のもとに残った。給料はなく、真冬でもオーバーなしで、ボロ靴をはいて、会社の負債の返済に駆けずり回った。夜学も断念した。自分の事は一切顧みず、先生をお守りした。すべてを捧げて、事業の再建に取り組んだのである。

思えば、軍部に投獄された牧口先生に牢獄までお供し、命を捨てて仕えきっていかれたのが戸田先生であった。その戸田先生に、19歳のときに巡りあい、あらゆる薫陶を受け、最後の最後まで、お仕え申しあげたのが私である。戸田先生の弟子として、私は、先生のお心に寸分違わず生きてきた。戦って戦って戦い抜いて、先生のご構想をすべて実現してきた。それが私の永遠の誇りである。学会の190カ国・地域へと広がる世界的な発展も、その源は、牧口先生にあり、戸田先生にある。そしてまた、師匠を守り、その精神を継承しゆく弟子の不屈の闘争があったがゆえに、学会は勝利し、発展し続けることができたのである。

④ 2006年9月「全国代表幹部協議会での名誉会長のスピーチ」¹⁵から

戸田先生が、師匠の牧口先生に続いて、日蓮大聖人の仏法に帰依したのは、昭和3年。ちょうど、私が生まれた年である。軍国日本が、泥沼の戦争へと突入しゆく灰色の時代でもあった。戦時中、宗門は、軍部権力に迎合し、大聖人の仏法の魂を売り渡して、邪宗門と化した。一方、学会は、横暴な軍部に弾圧され、幹部21人が逮捕された。その中で、牧口先生と戸田先生のお二人以外は、結局、退転してしまった。これが歴史の真実である。

偉大なる牧口先生は、信念を貫いて、牢獄で殉教された。後継の弟子たる戸田先生は、2年間の獄中闘争を敢然と戦い抜かれ、生きて牢を出られた。そして、学会の再建に死力を尽くされたのである。

苦闘の2年間で振り返って、戸田先生は言

われた。「広宣流布に、わが身をなげうつことを決めたから、私は勝ったんだ。そう決めたときから、私には、なんの迷いも、恐れもなかった」と。

大聖人の仏法は、牧口先生と戸田先生のお二人によって守られた。宗門ではない。死をも覚悟した勇敢なる創価の師弟が、仏法の命脈をたもったのである。ここが急所である。

先生亡き後、第3代会長となった私は、学会のために一身を捧げてきた。権力の横暴と戦い、悪口罵詈の中傷・批判を浴びながら、世界に道を開いてきた。愛する会員一人一人を守るためならば、勇んで盾となり、喜んで犠牲になってきた。それが牧口先生、戸田先生の精神であるからだ。

⑤ 2006年「第31回SGI総会での池田SGI会長のスピーチ」¹⁶から

(インドの高校生の)教科書が正当に評価してくださっている通り、創価の三代は、「師弟不二」に徹したから勝った。師弟こそ、勝利への絶対の法則である。それ以外に何もない。そして、創価の三代は、けなげな庶民を大事にしたから勝った。

私は、戸田先生から、政治、経済、法律、漢文、化学、物理学、天文学など万般の学問を教わった。当時、戸田先生の事業難で、私は、思うように学校にも行けなかった。先生は「苦勞をかけてすまないな。だけど、ぼくが全力をあげて、君を育てるからな」と毎朝のように講義をしてくださり、日曜日もご自宅に呼んでくださったのである。

戸田先生の心には、いつも牧口先生がいらっじゃった。口を開くたびに、「牧口先生はこうおっしゃっていたよ」「牧口先生はこう考えておられたよ」と懐かしそうに話してくださったものである。私も戸田先生のご指導は、すべて詳細に記録に残してある。今も私は戸田先生とともに生き抜いている。

仏法の根本は「師弟」だ。弟子が師に心を合わせ、真剣に祈り、戦っていく—それでこそ、広宣流布を成し遂げていくことができるのだ。

⑥ 2006年9月「名誉会長『霊鷲山』と『彼岸』を語る(上)」¹⁷から

創価学会の根本の精神は、日蓮大聖人の御遺命である広宣流布のために命をかけて戦い抜かれた牧口先生と戸田先生の師弟の精神である。この師弟に流れ通う広宣流布への「不惜身命」の心がなくなったならば、今は、いかに発展しているように見えても、学会の前途は危うい。

⑦ 2006年5月「5・3記念最高幹部協議会での名誉会長のスピーチ(中)」¹⁸から

戸田先生が見ていてくれている—それだけが私の生きが이었다。これが師弟というものである。

私は365日、一瞬たりとも先生のことを忘れたことはない。いつも先生と一緒にいる。歩いていても、車に乗っても、食事の時も、瞬間瞬間、戸田先生のことを思っている。これが私の人生である。これが本当の師弟不二である。

⑧ 2006年9月「全国最高協議会での名誉会長のスピーチ(上)」¹⁹から

3代の会長に流れる「学会精神」を守り抜いていくかぎり、創価学会は永遠に発展する。

(2) 池田大作のスピーチに込められた思い

池田大作が創価学会第3代会長に就任するときはもちろん、創価学会に入会するときにも、初代牧口会長はすでに亡くなっていた。また、池田大作が第2代戸田会長と過ごせた年月もわずか数年であった。しかし、戸田城聖を通しての牧口への思いは池田大作に今でも流れ、さらに、戸田城聖への思いも池田大作に今でも滔々と流れている。内務省による創価学会弾圧によって牧口常三郎は獄死し、戸田城聖も入獄しなければもっと命を長らえたはずである。それらに対する池田の怒りはそれから今までの池田の行動を大きく規定している。池田のその思いは、今や世界190カ国・地域に流布した創価学会の大発展を導く大きな一因となっている。

戸田城聖にとっての牧口と同様に、池田大作

にとって戸田城聖は医学的・生物学的には死亡しているものの、池田大作のかたわらには常に戸田城聖が社会的に存在している。

[6] 終わりに

本稿は、いわゆる科研費をいただいて発足した内務省研究会での約5年間にわたるグループ研究の成果のひとつである。この研究会に誘っていただいたとき、私は内務省のことは全くといってよいほど知らなかった。内務省は現在は存在しない省庁ではあるが、この省庁が担っていた役割は、今は違った省庁名で分散して担われている。社会学の社会病理分野を専門領域としている私は、警察研究であれば自分の専門領域と関連をもたせられるため、この研究会に入るようになった。警察行政は、内務省の主要な仕事領域の一つである。その警察行政の一つとして、宗教弾圧があったわけだが、本稿は、宗教弾圧についての内務省独自の関わりを十分解きほぐせていない。それについては、私が知る限りでの関連文献にもかなりその傾向がある。当時の宗教弾圧について、最も多くを発言しているのは村上重良だと思われるが、村上の仕事についてもそれは言える。

本稿は、村上の仕事を批判的に検討する作業はあえて行っていない。宗教研究についての時間のかけ方が私と村上とでは違いすぎるからだ。私は学問的な宗教研究についてはしろうとだ。ただ、私は25歳のときに創価学会に入会し、以来約27年間、学問的ではなく宗教者として創価学会が信仰する宗教を実践研究してきた。本稿はそのひとつの成果でもある。村上は宗教弾圧の視点以外でも創価学会について著書を数冊出しており、もちろんそれらに私は目を通して見ているが、外部の研究者から創価学会を見るとこのように見えるのか、といった感想を何度も抱いた。つたない本稿ではあるが、本稿の視点はおそらく村上では持つことができなかったように思われる。その意味では、村上のような大家がおられる領域で私がひとつの論文を書いたことも、「内務省独自の関わりを十分解きほぐせていない」という限界は抱えつつも、ひ

とつの意味はあったように思っている。

註

(1) 私が目を通したものは以下の通りである。特定の宗教団体への弾圧だけを扱った作品は除外してある。

- ① 村上重良「治安維持法による宗教弾圧」、『季刊現代史』7、1976、135-146頁。
 - ② 村上重良「宗教政策の歴史と宗教状況」、『法学セミナー増刊』3、1977、148-155頁。
 - ③ 森長英三郎「治安維持法制下の思想・宗教弾圧」、『法学セミナー増刊』3、1977、47-59頁。
 - ④ 小池健治・西川重則・村上重良『宗教弾圧を語る』岩波書店、1978。
 - ⑤ 村上重良「神仏合併布教と民衆宗教の弾圧」、『法学セミナー』346、1983、56-59頁。
 - ⑥ 村上重良「治安維持法による宗教弾圧」、『法学セミナー』362、1985、108-111頁。
 - ⑦ 村上重良「不敬罪による宗教弾圧」、『法学セミナー』357、1984、60-63頁。
 - ⑧ 村上重良「日本における宗教弾圧の歴史と構造」、『法律時報』58巻9号、1986、40-45頁。
 - ⑨ 宮田幸一「牧口常三郎とその時代(上)『宗教弾圧』はいかに行われたか」、『潮』426、1994、156-164頁。
- (2) 村上重良[1986]:40頁。
 - (3) 小池健治・西川重則・村上重良[1978]:226-227頁。
 - (4) 村上重良[1986]:41-45頁。宮田幸一[1994]:158頁。
 - (5) 村上重良[1986]:45頁。宮田幸一[1994]:163-164頁。
 - (6) 宮田幸一[1994]。
 - (7) 戸田城聖『戸田城聖全集3』聖教新聞社、1983、385-386頁。
 - (8) 戸田城聖『戸田城聖全集3』聖教新聞社、1983、416-420頁。
 - (9) 戸田城聖『戸田城聖全集3』聖教新聞社、1983、474-475頁。
 - (10) 戸田城聖『戸田城聖全集4』聖教新聞社、1984、229-231頁。
 - (11) 戸田城聖『戸田城聖全集3』聖教新聞社、1983、433頁。
 - (12) 『聖教新聞』2005年6月22日。
 - (13) 『聖教新聞』2006年9月22日。
 - (14) 『聖教新聞』2005年5月17日。

- (15) 『聖教新聞』2006年9月29日。
- (16) 『聖教新聞』2006年10月17日。
- (17) 『聖教新聞』2006年9月19日。
- (18) 『聖教新聞』2006年5月17日。
- (19) 『聖教新聞』2006年9月25日。